　【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

障害者差別解消法「合理的配慮」に取り組もう！  
！

●「障害者差別解消法」で定めている‘’３つ‘’のこと

Ⅰ　不当な差別的取扱いの禁止

　障害者差別解消法では、**企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止**しています。

Ⅱ　合理的配慮の提供

障害者差別解消法では、**事業者や行政機関等に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること※**を行うこととしています。

※事業者においては、今は、対応に努めることとされていますが、改正法の公布の日である令和３年６月４日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日までに義務化されることとなっています。

Ⅲ　環境の整備

障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として**施設のバリアフリー化などに努めること**を求めています。

●障害の内容に応じた「合理的配慮」

今回は、内閣府「障害者の差別解消に向けた　理解促進ポータルサイト」に掲載している**９つの障害種別ごとの『合理的配慮（上記Ⅱ）』の例**をご紹介します。あくまで一例であり、業種・場面などに応じて、障害のある方が困っていることに対して、できる限りの対応に取り組んでいきましょう。

⓵　視覚障害のある方

全く見えない方と見えづらい方（光がまぶしい、見える範囲が狭いなど）がいます。

さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。

合理的配慮（例）

特徴（例）

**申出「駐車場から店舗までの通路にある点字ブロックの上に自転車が置かれており立ち往生」**

・一人で移動することが困難

・目から情報が得にくいため、音声や手で触ることなどにより情報を入手している

・文字の読み書きが困難

**店員が点字ブロック上の自転車を駐輪場へ移動**

⓶　聴覚・言語障害のある方

全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。

さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。

**申出「飲食店では、メニュー表への指差しで注文しているが、細かい希望を伝えることが難しい」**

合理的配慮（例）

・外見から分かりにくい

・視覚を中心に情報を得ている

・声に出して話せても聞こえているとは限らない

・補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない

特徴（例）

**筆談ボードを使用し、細かい注文に対応**

③　盲ろうの方

合理的配慮（例）

４つのタイプ

視覚と聴覚の両方に障害がある方。大きく分けると４つのタイプがあります。

**申出「受付窓口などでは名前を呼ばれたり、番号を電光掲示板に表示されてもわからない」**

・見えない、聞こえない「全盲ろう」

・見えない、聞こえにくい「全盲難聴」

・見えにくい、聞こえない「弱視ろう」

・見えにくい、聞こえにくい「弱視難聴」

**スタッフがそばまで行って直接合図する**

裏面へつづく

上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方など

④　肢体不自由のある方

**「教育訓練給付金」の給付を受けるには？**

合理的配慮（例）

特徴（例）

**申出「飲食店で車いすのまま着席したい」**

・下肢に障害のある方の中には「移動に制約」

・手にマヒのある方の中には「文字の記入が困難」

・脊髄を損傷された方の中には「体温調節が困難」

・脳性マヒの方の中には「話すことが困難」

**机に備付けの椅子は片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。**

⑤　内部障害のある方、難病に起因する障害のある方

**Ａ.一般教育訓練**

心臓機能・呼吸器機能・じん臓機能などの内臓機能の障害がある方、希少な疾病のある方など

合理的配慮（例）

特徴（例）

・外見から分かりにくい

・疲れやすい

・呼吸機能障害の方の中には「たばこの煙が苦しい」

・ぼうこう・直腸機能障害の方の中には「トイレに不自由」

**申出「光に対して感覚過敏がある」**

**日の当たらない座席を用意。日の当たらない座席が用意できない場合はブラインドを使用。**

**Ｂ.** **特定一般教育訓練**

⑥　知的障害のある方

概ね１８歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、社会生活への適応のしにくさのある方

合理的配慮（例）

特徴（例）

**申出「イベント会場において、知的障害のある子どもが、発声やこだわりのある行動をしてしまう」**

・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい

・自分の意見を言うのが苦手な方もいる

・漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる

・同じ質問を繰り返す方もいる

**Ｃ．専門実践教育訓練**

**落ち着かない様子の時は個室などで対応**

重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障害が重複している方

⑦　重症心身障害のある方

合理的配慮（例）

特徴（例）

**申出「車いすがリクライニングタイプのため、スーパーの会計時にレジ横を通ることも難しい」**

・自力では起き上がれない状態の方が多い

・声が出せても会話で意思を伝えることは難しい

・トイレ、入浴など日常の様々な場面で介助者による援助が必要な方もいる

**買物かごを預かり、広いところで待てるよう配慮**

⑧　精神障害のある方

合理的配慮（例）

特徴（例）

統合失調症、うつ病、てんかんなどの精神疾患により、生活のしづらさを抱えている方

**申出「店舗の窓口で、署名を求められることがあるが、不安があるので断ってしまう」**

・コミュニケーションが苦手な方が多い

・障害について理解されずに孤立する方もいる

・精神障害に対する社会の無理解から、病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い

**家族が同席した上で、本人の意思を確認**

⑨　発達障害のある方

合理的配慮（例）

特徴（例）

自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）などの障害がある方

**申出「セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない」**

・外見から分かりにくい

・遠回しの言い方が、理解しにくい方もいる

・場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる

・論理的に話すことが苦手な方もいる

**ホワイトボードの写真撮影を認めた**

**障害者差別解消法「合理的配慮」に取り組もう！**　発行：栄経営労務管理事務所

【